

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 65 件

厚生年金関係 65 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は43万2,000円、申立期間③は15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る標準賞与額の記録を43万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業

主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は、平成17年3月(支給額合計15万4,050円)に支給されたことが確認できることから、年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は15万3,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を、15万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は31万6,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額44万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額44万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出

及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員 30 人についてはいずれも、期末手当額（34 万 8,315 円）の 0.91 倍の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 44 万 3,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 44 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を15万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 20 日
② 平成 19 年 12 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は17万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間①及び②において、当該事業所に対する催告状は作成され

ていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間③は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、59万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る標準賞与額の記録を、57万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業

主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③及び④について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計18万9,750円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を、18万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は42万3,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（46万6,125円）の0.91倍

の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を59万3,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間③は15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る標準賞与額の記録を、44万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業

主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③及び④について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計15万6,850円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を、15万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は32万5,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万7,555円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 45 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 45 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万3,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は15万6,000円、申立期間⑤は18万7,000円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑧は19万円、申立期間⑨は16万1,000円、申立期間⑩は19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 18 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 3 月 20 日
⑦ 平成 18 年 6 月 20 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 6 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万3,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は15万6,000円、申立期間⑤は18万7,000円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑧は19万円、申立期間⑨は16万1,000円、申立期間⑩は19万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑧、⑨及び⑩において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は15万3,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額18万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額18万4,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額に

については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（15万3,700円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を18万4,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額18万4,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は16万7,000円、申立期間③は4万1,000円、申立期間④は16万9,000円、申立期間⑤は20万3,000円、申立期間⑥は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、20万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日
④ 平成17年6月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年3月20日
⑦ 平成18年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、④、⑤及び⑥について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたこ

とが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は16万7,000円、申立期間③は4万1,000円、申立期間④は16万9,000円、申立期間⑤は20万3,000円、申立期間⑥は4万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は16万7,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額20万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額20万1,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（16万7,800円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を20万1,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額20万1,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦について、上記賞与台帳において、申立人は、賞与から標準賞

与額 11 万 5,000 円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、申立期間⑦直前の平成 18 年 6 月 18 日に A 法人における厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、同法第 81 条第 2 項では、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

このため、資格喪失日がある平成 18 年 6 月は、申立人の A 法人における厚生年金保険被保険者期間には算入されない月であり、当該月に支給された賞与は、保険料の徴収の対象とならないことから、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は45万6,000円、申立期間③は15万9,000円、申立期間⑤は46万5,000円、申立期間⑥は47万7,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑨は47万1,000円、申立期間⑩は48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、46万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かっ

た。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨及び⑩について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は45万6,000円、申立期間⑤は46万5,000円、申立期間⑥は47万7,000円、申立期間⑨は47万1,000円、申立期間⑩は48万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間⑩における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間⑩の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨及び⑩に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨及び⑩に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月(支給額合計15万9,800円)に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月(支給額合計16万2,100円)にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2度支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、

申立期間③は 15 万 9,000 円、申立期間⑦は 16 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は 33 万 3,000 円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額 46 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額 46 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A 法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員 30 人についてはいずれも、期末手当額（36 万 7,290 円）の 0.91 倍の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 46 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 46 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万7,000円、申立期間③は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

貸金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万7,000円、申立期間③は3万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前

の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は15万7,000円であることが確認できること、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額18万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額18万8,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（15万7,200円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を18万8,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額18万8,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録を、21万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額の記録を、申立期間②は4万5,000円、申立期間③は13万6,000円、申立期間④は16万3,000円、申立期間⑤は3万4,000円、申立期間⑥は14万7,000円、申立期間⑦は17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年3月18日
③ 平成17年6月20日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年3月20日
⑥ 平成18年6月20日
⑦ 平成18年12月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は18万1,000円であることが確認できるところ、A法人が保管する申立人に係る賞

与台帳から、申立人は、標準賞与額 21 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額 21 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A 法人における申立期間①に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（18 万 1,700 円）から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間①における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所（当時）では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①について、標準賞与額を 21 万 8,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 21 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、上記賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間②は 4 万 5,000 円、申立期間③は 13 万 6,000 円、申立期間④は 16 万 3,000 円、申立期間⑤は 3 万 4,000 円、申立期間⑥は 14 万 7,000 円、申立期間⑦は 17 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑦において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間⑦における従業員に係る

標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間⑦の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は14万3,000円、申立期間③は3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は14万3,000円、申立期間③は3万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前

の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は14万3,000円であることが確認できること、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額17万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額17万2,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（14万3,900円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を17万2,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額17万2,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は14万5,000円、申立期間②は15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 20 日
② 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は14万5,000円、申立期間②は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、いずれの申立期間についても、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一

覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間②後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は32万5,000円、申立期間③は11万1,000円、申立期間⑤は33万3,000円、申立期間⑥は34万1,000円、申立期間⑦は34万5,000円、申立期間⑧は35万3,000円、申立期間⑨は37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日
③ 平成 18 年 3 月 24 日
④ 同上
⑤ 平成 18 年 6 月 20 日
⑥ 平成 18 年 12 月 20 日
⑦ 平成 19 年 6 月 20 日
⑧ 平成 19 年 12 月 20 日
⑨ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

また、平成 18 年 3 月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は 25

万3,000円、申立期間②は32万5,000円、申立期間⑤は33万3,000円、申立期間⑥は34万1,000円、申立期間⑦は34万5,000円、申立期間⑧は35万3,000円、申立期間⑨は37万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑨後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③及び④について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成18年3月（支給額合計11万1,940円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決

定される。」と回答していることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を、11万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万6,000円、申立期間②は18万7,000円、申立期間③は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 20 日
② 平成 19 年 12 月 20 日
③ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万6,000円、申立期間②は18万7,000円、申立期間③は16万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、いずれの申立期間についても、当該事業所に対する催告状は作成さ

れていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間③後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は57万1,000円、申立期間③は18万7,000円、申立期間⑤は57万7,000円、申立期間⑥は59万1,000円、申立期間⑦は18万9,000円、申立期間⑨は58万5,000円、申立期間⑩は59万9,000円、申立期間⑪は59万2,000円、申立期間⑫は60万7,000円、申立期間⑬は60万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は57万1,000円、申立期間⑤は57万7,000円、申立期間⑥は59万1,000円、申立期間⑨は58万5,000円、申立期間⑩は59万9,000円、申立期間⑪は59万2,000円、申立期間⑫は60万7,000円、申立期間⑬は60万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計18万7,900円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計18万9,350円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は18万7,000円、申立期間⑦は18万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は41万8,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額58万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額58万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（46万20円）の0.91倍の金

額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 58 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 58 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は43万6,000円、申立期間③は15万4,000円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は45万4,000円、申立期間⑦は15万6,000円、申立期間⑨は45万1,000円、申立期間⑩は46万2,000円、申立期間⑪は46万1,000円、申立期間⑫は47万2,000円、申立期間⑬は47万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、44万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日

⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成 17 年 3 月及び 18 年 3 月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A 法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は 43 万 6,000 円、申立期間⑤は 44 万 4,000 円、申立期間⑥は 45 万 4,000 円、申立期間⑨は 45 万 1,000 円、申立期間⑩は 46 万 2,000 円、申立期間⑪は 46 万 1,000 円、申立期間⑫は 47 万 2,000 円、申立期間⑬は 47 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額 0 円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成 20 年 12 月、21 年 6 月、同年 12 月及び 22 年 6 月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A 法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該 4 回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過

していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万4,950円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万6,800円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万4,000円、申立期間⑦は15万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は31万9,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額44万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額44万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む

正職員 30 人についてはいずれも、期末手当額（35 万 1,285 円）の 0.91 倍の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 44 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 44 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は39万円、申立期間③は14万3,000円、申立期間⑤は39万6,000円、申立期間⑥は40万6,000円、申立期間⑦は14万5,000円、申立期間⑨は40万2,000円、申立期間⑩は41万2,000円、申立期間⑪は41万円、申立期間⑫及び⑬は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給

されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は39万円、申立期間⑤は39万6,000円、申立期間⑥は40万6,000円、申立期間⑨は40万2,000円、申立期間⑩は41万2,000円、申立期間⑪は41万円、申立期間⑫及び⑬は42万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月及び同年12月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該3回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、

⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計14万3,750円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計14万5,300円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は14万3,000円、申立期間⑦は14万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は28万5,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額40万円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（31万4,325円）の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金

額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 40 万円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 40 万円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 20 日
② 平成 19 年 12 月 20 日
③ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は27万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送すること

となるが、いずれの申立期間についても、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間③後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は43万3,000円、申立期間③は15万3,000円、申立期間⑤は43万9,000円、申立期間⑥は45万円、申立期間⑦は15万5,000円、申立期間⑨は44万6,000円、申立期間⑩及び⑪は45万7,000円、申立期間⑫は46万8,000円、申立期間⑬は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、44万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給

されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は43万3,000円、申立期間⑤は43万9,000円、申立期間⑥は45万円、申立期間⑨は44万6,000円、申立期間⑩及び⑪は45万7,000円、申立期間⑫は46万8,000円、申立期間⑬は47万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、

⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計15万4,250円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は15万3,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を15万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計15万5,750円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は31万7,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額44万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額44万4,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額(34万8,975円)の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を44万4,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額44万4,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は45万9,000円、申立期間②は47万3,000円、申立期間③は16万1,000円、申立期間⑤は47万円、申立期間⑥は48万1,000円、申立期間⑦は48万円、申立期間⑧及び⑨は49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年3月24日
④ 同上
⑤ 平成18年6月20日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年6月20日
⑧ 平成19年12月20日
⑨ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

また、平成18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は45万9,000円、申立期間②は47万3,000円、申立期間⑤は47万円、申立期間

⑥は48万1,000円、申立期間⑦は48万円、申立期間⑧及び⑨は49万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑨後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③及び④について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成18年3月（支給額合計16万1,350円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録

を、16万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万5,000円、申立期間②は15万7,000円、申立期間③は18万8,000円、申立期間④は16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 6 月 20 日
③ 平成 19 年 12 月 20 日
④ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万5,000円、申立期間②は15万7,000円、申立期間③は18万8,000円、申立期間④は16万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人

を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、いずれの申立期間についても、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間④後の平成20年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該2回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万6,850円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万8,350円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑦は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は32万5,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万7,555円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 45 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 45 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は14万円、申立期間②は16万8,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は13万6,000円、申立期間⑤は16万4,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は33万3,000円、申立期間⑧は34万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日
③ 平成 18 年 3 月 20 日
④ 平成 18 年 6 月 20 日
⑤ 平成 18 年 12 月 20 日
⑥ 平成 19 年 6 月 20 日
⑦ 平成 19 年 12 月 20 日
⑧ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は14万円、申立期間②は16万8,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は13万6,000円、申立期間⑤は16万4,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は33万3,000円、申立期間⑧は34万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主

は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額 0 円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑧後の平成 20 年 12 月、21 年 6 月、同年 12 月及び 22 年 6 月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A 法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該 4 回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は38万2,000円、申立期間③は14万1,000円、申立期間⑤は38万9,000円、申立期間⑥は39万8,000円、申立期間⑦は14万3,000円、申立期間⑨は39万5,000円、申立期間⑩は40万5,000円、申立期間⑪は40万6,000円、申立期間⑫は41万6,000円、申立期間⑬は42万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、39万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は38万2,000円、申立期間⑤は38万9,000円、申立期間⑥は39万8,000円、申立期間⑨は39万5,000円、申立期間⑩は40万5,000円、申立期間⑪は40万6,000円、申立期間⑫は41万6,000円、申立期間⑬は42万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計14万1,900円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計14万3,400円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は14万1,000円、申立期間⑦は14万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は28万円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額39万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額39万2,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（30万8,220円）の0.91倍

の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を39万2,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額39万2,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間③は18万9,000円、申立期間⑤は58万7,000円、申立期間⑥は60万1,000円、申立期間⑦は19万1,000円、申立期間⑨は59万6,000円、申立期間⑩は61万円、申立期間⑪は62万3,000円、申立期間⑫は63万8,000円、申立期間⑬は64万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、59万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間⑤は58万7,000円、申立期間⑥は60万1,000円、申立期間⑨は59万6,000円、申立期間⑩は61万円、申立期間⑪は62万3,000円、申立期間⑫は63万8,000円、申立期間⑬は64万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計18万9,750円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計19万1,800円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は18万9,000円、申立期間⑦は19万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は42万3,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（46万6,125円）の0.91倍

の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を59万3,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万6,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は15万8,000円、申立期間⑤は19万円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑧は19万4,000円、申立期間⑨は16万4,000円、申立期間⑩は19万7,000円、申立期間⑪は16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、18万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 18 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 3 月 20 日
⑦ 平成 18 年 6 月 20 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 6 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日
⑪ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給

されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万6,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は15万8,000円、申立期間⑤は19万円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑧は19万4,000円、申立期間⑨は16万4,000円、申立期間⑩は19万7,000円、申立期間⑪は16万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑧、⑨、⑩及び⑪において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑪後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支

払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は15万6,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額(15万6,200円)から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を18万7,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は36万6,000円、申立期間③は13万7,000円、申立期間⑤は37万3,000円、申立期間⑥は38万2,000円、申立期間⑦は13万9,000円、申立期間⑨は37万7,000円、申立期間⑩及び⑪は38万6,000円、申立期間⑫は39万5,000円、申立期間⑬は39万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は36万6,000円、申立期間⑤は37万3,000円、申立期間⑥は38万2,000円、申立期間⑨は37万7,000円、申立期間⑩及び⑪は38万6,000円、申立期間⑫は39万5,000円、申立期間⑬は39万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計13万7,950円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計13万9,500円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は13万7,000円、申立期間⑦は13万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は26万8,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額37万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額37万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（29万5,185円）の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準

賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 37 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 37 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は17万円、申立期間③は4万2,000円、申立期間④は17万2,000円、申立期間⑤は20万7,000円、申立期間⑥は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日
④ 平成17年6月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年3月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、④、⑤及び⑥について、A法人が保管する申立人に係る上記賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は17万円、

申立期間③は4万2,000円、申立期間④は17万2,000円、申立期間⑤は20万7,000円、申立期間⑥は4万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は17万円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額20万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額20万4,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（17万200円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を20万4,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額20万4,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は68万7,000円、申立期間③は21万5,000円、申立期間⑤は69万7,000円、申立期間⑥は82万1,000円、申立期間⑦は21万8,000円、申立期間⑨は70万7,000円、申立期間⑩は83万3,000円、申立期間⑪は72万1,000円、申立期間⑫は84万9,000円、申立期間⑬は73万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、80万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は68万7,000円、申立期間⑤は69万7,000円、申立期間⑥は82万1,000円、申立期間⑨は70万7,000円、申立期間⑩は83万3,000円、申立期間⑪は72万1,000円、申立期間⑫は84万9,000円、申立期間⑬は73万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計21万6,100円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は21万5,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を21万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計21万8,550円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を21万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は57万8,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額80万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額80万9,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は、同法人が運営する事業所の所長として勤務していたところ、申立人を含む所長3人についてはいずれも、期末手当額(55万8,946円)の1.0345倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を80万9,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額80万9,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は69万5,000円、申立期間③は21万7,000円、申立期間⑤は70万4,000円、申立期間⑥は72万2,000円、申立期間⑦は22万円、申立期間⑨は71万3,000円、申立期間⑩は73万円、申立期間⑪は72万7,000円、申立期間⑫は74万5,000円、申立期間⑬は73万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、71万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は69万5,000円、申立期間⑤は70万4,000円、申立期間⑥は72万2,000円、申立期間⑨は71万3,000円、申立期間⑩は73万円、申立期間⑪は72万7,000円、申立期間⑫は74万5,000円、申立期間⑬は73万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計21万8,250円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は21万7,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を21万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計22万450円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は50万9,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額71万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額71万2,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額(56万175円)の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を71万2,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額71万2,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は43万6,000円、申立期間③は15万4,000円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は45万4,000円、申立期間⑦は15万6,000円、申立期間⑨は45万1,000円、申立期間⑩は46万2,000円、申立期間⑪は46万1,000円、申立期間⑫は47万2,000円、申立期間⑬は47万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、44万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は43万6,000円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は45万4,000円、申立期間⑨は45万1,000円、申立期間⑩は46万2,000円、申立期間⑪は46万1,000円、申立期間⑫は47万2,000円、申立期間⑬は47万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万4,950円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万6,800円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万4,000円、申立期間⑦は15万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は31万9,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額44万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額44万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万1,285円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 44 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 44 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間③は18万9,000円、申立期間⑤は58万5,000円、申立期間⑥は59万9,000円、申立期間⑦は19万1,000円、申立期間⑨は59万2,000円、申立期間⑩は60万7,000円、申立期間⑪は60万円、申立期間⑫は61万5,000円、申立期間⑬は61万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、59万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間⑤は58万5,000円、申立期間⑥は59万9,000円、申立期間⑨は59万2,000円、申立期間⑩は60万7,000円、申立期間⑪は60万円、申立期間⑫は61万5,000円、申立期間⑬は61万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計18万9,750円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計19万1,200円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は18万9,000円、申立期間⑦は19万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は42万3,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（46万6,125円）の0.91倍

の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を59万3,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万6,850円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万8,350円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑦は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は32万5,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万7,555円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 45 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 45 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は47万5,000円、申立期間③は16万4,000円、申立期間⑤は48万1,000円、申立期間⑥は49万3,000円、申立期間⑦は16万6,000円、申立期間⑨は48万9,000円、申立期間⑩は50万1,000円、申立期間⑪は49万9,000円、申立期間⑫及び⑬は51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、48万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は47万5,000円、申立期間⑤は48万1,000円、申立期間⑥は49万3,000円、申立期間⑨は48万9,000円、申立期間⑩は50万1,000円、申立期間⑪は49万9,000円、申立期間⑫及び⑬は51万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計16万4,550円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計16万6,000円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は16万4,000円、申立期間⑦は16万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は34万8,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額48万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額48万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（38万2,965円）の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準

賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を48万7,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額48万7,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万6,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は15万8,000円、申立期間⑤は19万円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は16万円、申立期間⑧は19万3,000円、申立期間⑨は16万3,000円、申立期間⑩は19万6,000円、申立期間⑪は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、18万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日
④ 平成17年6月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年3月20日
⑦ 平成18年6月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年6月20日
⑩ 平成19年12月20日
⑪ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に

見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万6,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は15万8,000円、申立期間⑤は19万円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は16万円、申立期間⑧は19万3,000円、申立期間⑨は16万3,000円、申立期間⑩は19万6,000円、申立期間⑪は16万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑧、⑨、⑩及び⑪において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑪後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められ、その結果、

社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は15万6,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（15万6,200円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を18万7,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万6,850円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万8,350円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑦は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は32万5,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万7,555円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 45 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 45 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は48万6,000円、申立期間③は16万6,000円、申立期間⑤は49万2,000円、申立期間⑥は50万4,000円、申立期間⑦は16万8,000円、申立期間⑨は50万1,000円、申立期間⑩は51万3,000円、申立期間⑪は51万2,000円、申立期間⑫は52万4,000円、申立期間⑬は52万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、49万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は48万6,000円、申立期間⑤は49万2,000円、申立期間⑥は50万4,000円、申立期間⑨は50万1,000円、申立期間⑩は51万3,000円、申立期間⑪は51万2,000円、申立期間⑫は52万4,000円、申立期間⑬は52万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計16万7,050円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は16万6,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を16万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計16万8,700円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は 35 万 5,000 円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額 49 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額 49 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A 法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員 30 人についてはいずれも、期末手当額 (39 万 1,215 円) の 0.91 倍の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 49 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 49 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料 (上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万4,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は15万7,000円、申立期間⑤は18万8,000円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は16万円、申立期間⑧は19万2,000円、申立期間⑨は26万9,000円、申立期間⑩は34万5,000円、申立期間⑪は37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 18 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 3 月 20 日
⑦ 平成 18 年 6 月 20 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 6 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日
⑪ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に

見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万4,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は15万7,000円、申立期間⑤は18万8,000円、申立期間⑥は3万9,000円、申立期間⑦は16万円、申立期間⑧は19万2,000円、申立期間⑨は26万9,000円、申立期間⑩は34万5,000円、申立期間⑪は37万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑧、⑨、⑩及び⑪において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑪後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められ、その結果、

社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は15万4,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額18万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額18万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（15万4,600円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を18万5,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額18万5,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は14万円、申立期間②は16万8,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は14万2,000円、申立期間⑤は17万1,000円、申立期間⑥は15万4,000円、申立期間⑦は18万5,000円、申立期間⑧は15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年3月20日
④ 平成18年6月20日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年6月20日
⑦ 平成19年12月20日
⑧ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は14万円、申立期間②は16万8,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は14万2,000円、申立期間⑤は17万1,000円、申立期間⑥は15万4,000円、申立期間⑦は18万5,000円、申立期間⑧は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主

は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額 0 円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑧後の平成 20 年 12 月、21 年 6 月、同年 12 月及び 22 年 6 月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A 法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該 4 回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は12万9,000円、申立期間②は15万4,000円、申立期間③は13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月20日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は12万9,000円、申立期間②は15万4,000円、申立期間③は13万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送すること

となるが、いずれの申立期間についても、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間③後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は12万5,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は12万7,000円、申立期間⑤は15万3,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は33万3,000円、申立期間⑧は34万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日
③ 平成 18 年 3 月 20 日
④ 平成 18 年 6 月 20 日
⑤ 平成 18 年 12 月 20 日
⑥ 平成 19 年 6 月 20 日
⑦ 平成 19 年 12 月 20 日
⑧ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は12万5,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は12万7,000円、申立期間⑤は15万3,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は33万3,000円、申立期間⑧は34万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主

は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額 0 円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑧後の平成 20 年 12 月、21 年 6 月及び同年 12 月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A 法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該 3 回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は18万円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は18万3,000円、申立期間⑤は21万9,000円、申立期間⑥は4万5,000円、申立期間⑦は18万6,000円、申立期間⑧は22万3,000円、申立期間⑨は30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、21万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日
④ 平成17年6月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年3月20日
⑦ 平成18年6月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は18万円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は18万3,000円、申立期間⑤は21万9,000円、申立期間⑥は4万5,000円、申立期間⑦は18万6,000円、申立期間⑧は22万3,000円、申立期間⑨は30万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑧及び⑨において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は18万円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額21万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額21万6,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出

及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（18万300円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を21万6,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額21万6,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は74万5,000円、申立期間③は22万9,000円、申立期間⑤は75万6,000円、申立期間⑥は89万円、申立期間⑦は23万2,000円、申立期間⑨は76万6,000円、申立期間⑩は90万2,000円、申立期間⑪は78万1,000円、申立期間⑫は92万円、申立期間⑬は79万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、87万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は74万5,000円、申立期間⑤は75万6,000円、申立期間⑥は89万円、申立期間⑨は76万6,000円、申立期間⑩は90万2,000円、申立期間⑪は78万1,000円、申立期間⑫は92万円、申立期間⑬は79万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計23万450円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は22万9,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を22万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計23万2,900円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は62万7,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額87万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額87万8,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は、同法人が運営する事業所の所長として勤務していたところ、申立人を含む所長3人についてはいずれも、期末手当額(60万6,803円)の1.0345倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を87万8,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額87万8,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は62万7,000円、申立期間③は20万1,000円、申立期間⑤は63万6,000円、申立期間⑥は65万1,000円、申立期間⑦は20万3,000円、申立期間⑨は64万4,000円、申立期間⑩は65万9,000円、申立期間⑪は65万7,000円、申立期間⑫は67万3,000円、申立期間⑬は67万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、64万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は62万7,000円、申立期間⑤は63万6,000円、申立期間⑥は65万1,000円、申立期間⑨は64万4,000円、申立期間⑩は65万9,000円、申立期間⑪は65万7,000円、申立期間⑫は67万3,000円、申立期間⑬は67万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計20万1,600円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計20万3,700円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は20万1,000円、申立期間⑦は20万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は45万9,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額64万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額64万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（50万5,230円）の0.91倍

の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を64万3,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額64万3,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は60万5,000円、申立期間③は19万5,000円、申立期間⑤は61万2,000円、申立期間⑥は62万7,000円、申立期間⑦は19万7,000円、申立期間⑨は61万9,000円、申立期間⑩は63万4,000円、申立期間⑪は62万9,000円、申立期間⑫は64万5,000円、申立期間⑬は64万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は60万5,000円、申立期間⑤は61万2,000円、申立期間⑥は62万7,000円、申立期間⑨は61万9,000円、申立期間⑩は63万4,000円、申立期間⑪は62万9,000円、申立期間⑫は64万5,000円、申立期間⑬は64万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計19万6,150円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は19万5,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計19万7,800円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を19万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は44万2,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額62万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額62万円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額(48万7,245円)の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を62万円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額62万円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間③は18万9,000円、申立期間⑤は58万7,000円、申立期間⑥は60万1,000円、申立期間⑦は19万1,000円、申立期間⑨は59万4,000円、申立期間⑩は60万9,000円、申立期間⑪は60万5,000円、申立期間⑫は61万9,000円、申立期間⑬は61万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、59万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は57万9,000円、申立期間⑤は58万7,000円、申立期間⑥は60万1,000円、申立期間⑨は59万4,000円、申立期間⑩は60万9,000円、申立期間⑪は60万5,000円、申立期間⑫は61万9,000円、申立期間⑬は61万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計18万9,750円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計19万1,800円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は18万9,000円、申立期間⑦は19万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は42万3,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（46万6,125円）の0.91倍

の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を59万3,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額59万3,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は46万1,000円、申立期間③は16万円、申立期間⑤は46万8,000円、申立期間⑥は47万9,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑨は47万5,000円、申立期間⑩は48万7,000円、申立期間⑪は48万6,000円、申立期間⑫及び⑬は49万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、47万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給

されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は46万1,000円、申立期間⑤は46万8,000円、申立期間⑥は47万9,000円、申立期間⑨は47万5,000円、申立期間⑩は48万7,000円、申立期間⑪は48万6,000円、申立期間⑫及び⑬は49万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、

⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計16万1,000円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は16万円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計16万2,650円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は33万7,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額47万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額47万2,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額(37万1,250円)の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を47万2,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額47万2,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万6,850円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万8,350円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑦は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は32万5,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万7,555円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 45 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 45 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は17万3,000円、申立期間③は4万3,000円、申立期間④は36万7,000円、申立期間⑤は37万6,000円、申立期間⑥は13万8,000円、申立期間⑧は37万3,000円、申立期間⑨は38万2,000円、申立期間⑩は38万3,000円、申立期間⑪は39万3,000円、申立期間⑫は40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月18日
④ 平成17年6月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年3月24日
⑦ 同上
⑧ 平成18年6月20日
⑨ 平成18年12月20日
⑩ 平成19年6月20日
⑪ 平成19年12月20日
⑫ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給

されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③、④、⑤、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は17万3,000円、申立期間③は4万3,000円、申立期間④は36万7,000円、申立期間⑤は37万6,000円、申立期間⑧は37万3,000円、申立期間⑨は38万2,000円、申立期間⑩は38万3,000円、申立期間⑪は39万3,000円、申立期間⑫は40万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑨、⑩、⑪及び⑫において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑫後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、

⑤、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑥及び⑦について、上記賞与台帳から、申立期間⑥及び⑦の賞与は平成18年3月（支給額合計13万8,100円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、申立期間⑥に係る標準賞与額の記録を、13万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は17万3,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額20万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額20万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（17万3,000円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を20万7,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額20万7,000円に基づく厚生年金保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は47万5,000円、申立期間③は16万4,000円、申立期間⑤は48万1,000円、申立期間⑥は49万3,000円、申立期間⑦は16万6,000円、申立期間⑨は49万円、申立期間⑩は50万2,000円、申立期間⑪は50万1,000円、申立期間⑫は51万3,000円、申立期間⑬は51万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、48万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は47万5,000円、申立期間⑤は48万1,000円、申立期間⑥は49万3,000円、申立期間⑨は49万円、申立期間⑩は50万2,000円、申立期間⑪は50万1,000円、申立期間⑫は51万3,000円、申立期間⑬は51万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計16万4,550円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計16万6,000円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は16万4,000円、申立期間⑦は16万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は34万8,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額48万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額48万7,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（38万2,965円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 48 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 48 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は41万8,000円、申立期間③は15万円、申立期間⑤は42万5,000円、申立期間⑥は43万6,000円、申立期間⑦は15万2,000円、申立期間⑨は43万2,000円、申立期間⑩及び⑪は44万2,000円、申立期間⑫は45万3,000円、申立期間⑬は45万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、42万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給

されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は41万8,000円、申立期間⑤は42万5,000円、申立期間⑥は43万6,000円、申立期間⑨は43万2,000円、申立期間⑩及び⑪は44万2,000円、申立期間⑫は45万3,000円、申立期間⑬は45万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、

⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万550円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万2,400円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万円、申立期間⑦は15万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は30万6,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額42万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額42万8,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（33万6,765円）の0.91倍の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②に

ついて、標準賞与額を42万8,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額42万8,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は13万3,000円、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は13万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月20日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は13万3,000円、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は13万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送すること

となるが、いずれの申立期間についても、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間③後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万1,000円、申立期間②は18万1,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は15万1,000円、申立期間⑤は18万1,000円、申立期間⑥は15万4,000円、申立期間⑦は18万5,000円、申立期間⑧は15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年3月20日
④ 平成18年6月20日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年6月20日
⑦ 平成19年12月20日
⑧ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万1,000円、申立期間②は18万1,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は15万1,000円、申立期間⑤は18万1,000円、申立期間⑥は15万4,000円、申立期間⑦は18万5,000円、申立期間⑧は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主

は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額 0 円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑧後の平成 20 年 12 月、21 年 6 月、同年 12 月及び 22 年 6 月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A 法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該 4 回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は42万3,000円、申立期間③は15万1,000円、申立期間⑤は43万円、申立期間⑥は44万円、申立期間⑦は15万3,000円、申立期間⑨は43万4,000円、申立期間⑩は44万4,000円、申立期間⑪は44万2,000円、申立期間⑫は45万3,000円、申立期間⑬は45万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、43万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は42万3,000円、申立期間⑤は43万円、申立期間⑥は44万円、申立期間⑨は43万4,000円、申立期間⑩は44万4,000円、申立期間⑪は44万2,000円、申立期間⑫は45万3,000円、申立期間⑬は45万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万1,850円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万3,400円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万1,000円、申立期間⑦は15万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は31万円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額43万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額43万4,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（34万1,055円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 43 万 4,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 43 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は12万5,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は13万2,000円、申立期間⑤は15万9,000円、申立期間⑥は13万5,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑧は13万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 20 日
② 平成 17 年 12 月 20 日
③ 平成 18 年 3 月 20 日
④ 平成 18 年 6 月 20 日
⑤ 平成 18 年 12 月 20 日
⑥ 平成 19 年 6 月 20 日
⑦ 平成 19 年 12 月 20 日
⑧ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は12万5,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は13万2,000円、申立期間⑤は15万9,000円、申立期間⑥は13万5,000円、申立期間⑦は16万2,000円、申立期間⑧は13万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主

は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成 15 年 4 月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A 法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額 0 円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑧後の平成 20 年 12 月、21 年 6 月、同年 12 月及び 22 年 6 月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A 法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該 4 回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は13万6,000円、申立期間③は3万4,000円、申立期間④は14万8,000円、申立期間⑤は17万8,000円、申立期間⑥は3万7,000円、申立期間⑦は15万1,000円、申立期間⑧は18万1,000円、申立期間⑨は15万4,000円、申立期間⑩は18万5,000円、申立期間⑪は15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、16万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 18 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 3 月 20 日
⑦ 平成 18 年 6 月 20 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 6 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日
⑪ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に

見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は13万6,000円、申立期間③は3万4,000円、申立期間④は14万8,000円、申立期間⑤は17万8,000円、申立期間⑥は3万7,000円、申立期間⑦は15万1,000円、申立期間⑧は18万1,000円、申立期間⑨は15万4,000円、申立期間⑩は18万5,000円、申立期間⑪は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑧、⑨、⑩及び⑪において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑪後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められ、その結果、

社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は13万6,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額16万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額16万3,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、期末手当額（13万6,100円）から1,000円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を16万3,000円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額16万3,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間後の平成20年12月、21年6月及び同年12月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該3回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間後の平成20年12月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を25万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を15万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾があり、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は43万6,000円、申立期間③は15万円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は37万3,000円、申立期間⑦は15万6,000円、申立期間⑨は45万1,000円、申立期間⑩は46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、44万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かつ

た。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨及び⑩について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は43万6,000円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は37万3,000円、申立期間⑨は45万1,000円、申立期間⑩は46万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、申立期間⑩における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、申立期間⑩の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑩後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨及び⑩に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨及び⑩に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計15万1,000円）に支給されたことが確認できるところ、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は15万円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計15万6,800円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を15万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は31万9,000円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額44万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額 44 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員 30 人についてはいずれも、期末手当額（35 万 1,285 円）の 0.91 倍の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 44 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 44 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は15万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は16万2,000円、申立期間④は19万5,000円、申立期間⑤は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年6月20日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間があることが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は15万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は16万2,000円、申立期間④は19万5,000円、申立期間⑤は27万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間②、③、④及び⑤において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑤後の平成20年12月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行うように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のいずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は48万6,000円、申立期間③は16万6,000円、申立期間⑤は49万2,000円、申立期間⑥は50万4,000円、申立期間⑦は16万8,000円、申立期間⑨は50万1,000円、申立期間⑩は51万3,000円、申立期間⑪は51万2,000円、申立期間⑫は52万4,000円、申立期間⑬は52万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、49万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は48万6,000円、申立期間⑤は49万2,000円、申立期間⑥は50万4,000円、申立期間⑨は50万1,000円、申立期間⑩は51万3,000円、申立期間⑪は51万2,000円、申立期間⑫は52万4,000円、申立期間⑬は52万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額合計16万7,050円）に支給されたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答している。

一方、申立期間③及び④の厚生年金保険料を合算した金額に見合う標準賞与額は16万6,000円であることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を16万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間⑦及び⑧の賞与は平成18年3月（支給額合計16万8,700円）に支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、上記のとおり回答していることから、申立期間⑦に係る標準賞与額の記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は 35 万 5,000 円であることが確認できるところ、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額 49 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額 49 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A 法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員 30 人についてはいずれも、期末手当額 (39 万 1,215 円) の 0.91 倍の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 49 万 7,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 49 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料 (上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑦は15万8,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録を、45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年3月25日
④ 同上
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年3月24日
⑧ 同上
⑨ 平成18年6月20日
⑩ 平成18年12月20日
⑪ 平成19年6月20日
⑫ 平成19年12月20日
⑬ 平成20年6月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成17年3月及び18年3月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、A法人が保管する申立人に係る賞与台帳において、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は46万1,000円、申立期間⑨は45万7,000円、申立期間⑩は46万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円、申立期間⑫は47万9,000円、申立期間⑬は48万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「いずれの申立期間についても、正しい届出を行い、保険料を納付した。」と主張しながらも、「その保険料は特別保険料として納付した。」と説明している。しかしながら、賞与等に係る特別保険料の制度は、申立期間前の平成15年4月には既に廃止されていたことから、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、事業主が従業員に係る標準賞与の届出を行う際には、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出することとなるが、A法人を管轄する年金事務所は、「総括表の提出が無い場合、催告状を発送することとなるが、申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬において、当該事業所に対する催告状は作成されていない上、『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届未提出事業所一覧表』に当該事業所名は無い。一方で、当該期間における従業員に係る標準賞与額の記録が全く確認できないことから、当該期間の総括表は、『賞与支給総額0円』として提出されていたものと思われる。」旨を回答している。

さらに、上記年金事務所は、「申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間⑬後の平成20年12月、21年6月、同年12月及び22年6月についても、届出が行われていなかったが、昨年、A法人の複数の職員から問い合わせがあったことから、当該事業所に対する訪問調査を実施したところ、賞与支給の事実が判明し、当該4回の賞与に係る届出を行うよう指導した。一方、申立期間については、いずれも既に保険料徴収に係る時効期間が経過していたため、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正の申立てを行う

ように説明した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑦及び⑧について、上記賞与台帳から、申立期間③及び④の賞与は平成17年3月（支給額後合計15万6,850円）に、申立期間⑦及び⑧の賞与は18年3月（支給額合計15万8,350円）にそれぞれ支給され、支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、上記年金事務所は、「同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額は、それぞれの賞与額を合算し、1,000円未満を切り捨てることにより決定される。」と回答していることから、標準賞与額の記録を、申立期間③は15万6,000円、申立期間⑦は15万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の理由から、事業主は、申立人の申立期間③及び⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、社会保険事務所に提出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は32万5,000円であることが確認できることから、上記賞与台帳から、申立人は、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「正しい届出を行い、標準賞与額45万5,000円に基づく厚生年金保険料を納付した。」と主張しながらも、「国の記録から確認できる標準賞与額については、一般の厚生年金保険法に基づき、当該標準賞与額とする旨の届出及び保険料納付を行ったものの、当該標準賞与額を超える賞与額に係る保険料については、特別保険料として納付を行った。」と説明しているが、上記のとおり、事業主の主張及び説明には矛盾がある。

また、A法人における申立期間②に係る賞与は、期末手当及び勤勉手当からなっているが、申立人は正職員として勤務していたところ、申立人を含む正職員30人についてはいずれも、期末手当額（35万7,555円）の0.91倍

の金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額が、申立期間②における標準賞与額に一致しており、当該期末手当額は社会保険事務所では知り得ない金額であることなどを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②について、標準賞与額を 45 万 5,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に提出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準賞与額 45 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年1月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和53年12月16日に、それまで勤めていた会社を退職して2か月くらい過ぎた頃、国民健康保険料の納付書が届き、その後、国民年金の納付書が自宅に届いた。保険料については、祖父に頼み、保険料を納付してもらったことを記憶している。

何回か引っ越しをしたため、領収書等は保管していないが、祖父がA町役場において納付したのは間違いなく、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその祖父は、既に亡くなっているため加入手続及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立期間後の昭和61年4月頃に払い出されたものと推認できる上、A町役場及びB市役所（現在は、C市D区役所）の国民年金被保険者名簿には、資格取得日が同年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

平成6年に結婚する際、A市役所の職員から、「国民年金保険料の未納分を納付しないと、第3号被保険者になれない。」と言われ、結婚後に保険料を遡って納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月に結婚した後、納付していなかった申立期間の保険料9万円位をまとめて納付したとしているが、オンライン記録により、申立期間前の5年7月及び同年8月の保険料が6年12月30日、5年9月及び同年10月の保険料が7年2月2日、5年11月及び同年12月の保険料が7年3月14日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できる上、申立人が結婚した時点での未納保険料額の合計は16万1,100円であり、申立人が納付したとする保険料額と大きく異なる。

また、A市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）では、申立期間の保険料は未納であり、オンライン記録により、平成8年6月6日に過年度納付書が発行されたことが確認でき、申立人は、申立期間後の期間は引き続き第3号被保険者期間であることから、この時点で、申立期間のうち、時効となっていない期間の保険料が未納であったと推認でき、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 18 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 3 月 25 日
④ 同上
⑤ 平成 17 年 6 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 3 月 24 日
⑧ 同上
⑨ 平成 18 年 6 月 20 日
⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
⑪ 平成 19 年 6 月 20 日
⑫ 平成 19 年 12 月 20 日
⑬ 平成 20 年 6 月 20 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、賞与が支給されたにもかかわらず記録の無い期間や、記録はあるものの保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低額となっている期間があることが分かった。

また、平成 17 年 3 月及び 18 年 3 月については、同月内で二度の賞与支給があったにもかかわらず、いずれの賞与についても記録が無いことが分かった。

賃金台帳を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人が保管する申立人に係る賞与台帳から、申立人は、いずれの申立期間についても、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが確認できる。

申立人は、A法人が運営する3か所の事業所のうちの1か所の事業所の所長を務めているところ、同法人の理事長、理事のうちの一人及びその他2か所の事業所の所長はいずれも、「申立人が同法人の社会保険事務担当者である。」としている上、同法人を管轄する年金事務所は、「昨年、同法人に対する訪問調査を実施した際には、申立人に対して、従業員の賞与に係る届出を行うように指導した。」と回答しており、申立人自身も、「同法人に係る社会保険事務所(当時)への届出及び保険料の納付等、社会保険事務を担当していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、同法人の社会保険事務担当者であったものと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められるものの、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。